



創立100周年を記念して本棚贈呈を峰延中学校全校集会で報告(峰延中学校体育館 1月15日)

■発行日/平成27年2月1日/No.1354号

■発行/峰延農業協同組合

〒079-0192 美唄市字峰延37番地

Tel 0126(67)2111 Fax 0126(67)2793

ホームページアドレス <http://www.ja-minenobu.or.jp/>

■編集/総務課 ■印刷/空知印刷株式会社

## 峰延中学校に本棚を寄贈

当JAの創立100周年を記念して峰延中学校に本棚を寄贈しました。



贈呈した本棚と生徒会長の岸本君



抽選をする森川組合長

## 創立100周年記念定期貯金 冬のキャンペーン当選者発表

昨年注文し1月に納品になつたもので、1月15日に峰延中学校体育館で開催された全校集会（始業式）において森川組合長が全校生徒26名の前で本棚の寄贈を報告しました。寄贈の報告の中で森川組合長は生徒に対して、峰延農協が100年の歴史がある経緯、二宮金次郎の教えである報徳の考え方を農協の経営手法に取り入れてい

当JAの創立100周年を記念した定期貯金の新規預入キャンペーングは昨年の夏に実施し大好評であつたことから、冬にも実施することになり、11月4日から12月30日の期間にキャンペーンを行いました。新規預入の定期貯金20万

ること、昨年10月26日に開催した創立100周年記念式典で体育館を借りたお礼等を述べました。

本棚を設置した同校のホールで生徒会長の岸本君に引き渡されました。

円に対し1回の抽選チャンスが与えられ抽選で当選した場合はJAみねのぶ生活店舗の購買券2万円分をプレゼントするものです。

1月14日に森川組合長と伊藤専務が抽選を行い、当選された方は次の方々です。（掲載を希望しない方は不掲載。順不同）

中村呂仁さま、小島光穂さま、且見隆さま、杉本和親さま、山口ヒサ子さま、永井誠一さま、吉野カズ江さま、吉田彰さま、峰樺3号機械利用組合さま

号機械利用組合さま

1月27日開催の第12回（1月定例）理事会において次の事項が決定されました。

### 第12回（1月定例）理事会開催

1月27日開催の第12回（1月定例）理事会において次の事項が決定されました。

#### ◇付議事項◇

1. 決算実地棚卸の実施について
2. 理事に対する資金の貸付について
3. 規約等の一部改正について
- (1) 規約
- (2) 常会の運営に関する規程
- (3) 農地信託規程
- (4) 信用事業規程
4. 平成27年度内部監査の基本方針及び監査計画について

## 一報徳一

門間 善江さん (91歳) 12月29日

岩見沢市北村中小屋4306

### 「分度は鉢植えの松

翁のことばに、人の身代はおおよそ限度があるものだ。たとえば鉢植えの松のようなもので、鉢の大小によって松にも

大小があるが、縁を伸ばし放題にしておけば、たちまち枯れ氣がつくものだ。年々に縁をつみ、枝をすかして、はじめて美しく栄えるのであつて、心得るべきことだ。この道理を知らずに、春は遊山に縁を伸ばし、秋は月見に縁を伸ばし、こ

うゆうわけでよんどころない交際だといつては枝を出し、親類のつきあいといつては梢を出して、分外に伸びすぎて、枝葉がしだいに増えていくのを切り捨てないでおけば、身代の松の根がだんだんに衰えて、枯れ果てるに決まっている。だから、その鉢に応じた根がだんだんに衰えて、枯れ果てるに決まっている。だから、それは最も肝要なことだ。

おくやみ申し上げます

## JA女性部懇談会・新年会開催

1月26日、JA三階会議室でJA女性部（吉村俊子部長）が平成26年度懇談会を開催し、部員18名が出席、JAから伊藤専務、小田販売企画課長、JAみねのぶ店の山本店長が出席しました。

前半はJAとの懇談会が行われ、農協事業への女性参画の第一歩として正組合員になる要件や峰延農協の状況について伊藤専務が説明し、続いて小田課長から平成26年4月の機構改革



新年会の様子

から店舗は独立した形態をとっている等の説明があり、山本店長から100周年記念セールの売上状況や新たな取組について説明がありました。女性部員からも店舗に対する意見・要望があり、農協からは利用しやすいように改善していくのでどんどん利用してほしいなど充実した懇談が行われました。

後半は女性部員で懇談を行い、平成26年度支部活動の報告、女性部事業の反省、次年度の事業計画、など活発な意見交換が行われました。

引き続き、新年会を開催し伊藤専務の乾杯で始まり、農協常勤役員・職員と部員が会話しながら和やかに昼食を取りました。昼食後はお絵描きクイズを行い大いに盛り上がり部員の交流が深まつた一日となりました。

## JA女性部がサークル活動実施

J Aみねのぶ女性部（吉村俊子部長）では、11月～3月までの農閑期にサークル活動を実施しており、今年度は女性部員以外の方も参加し、3つのサークルが自主運営で活動を行っています。

大豆サークルは13名が登録し2月に味噌作りを行います。

昨年度から始めたヨガサークルは15名が登録し、講師を招いて毎週水曜日

午前10時から70分、JA三階第2会議室で行っています。興味のある方は1回800円で体験することが出来ます。卓球サークルは6名が登録し水曜日と土曜日の週2回JA三階会議室で活動し汗を流しています。

（問い合わせ先・農業経営課女性部事務局・電話67-123333）



ヨガサークルの様子

## 農協職員資格認定試験に合格

J A北海道中央会が実施した平成26年度農協職員資格認定試験（基本資格）の合格者が1月16日に

発表されました。

認定試験基本資格（特級、上級、中級、初級）の受験者は2210人で合格者は1211人（特級27人、上級295人、中級386人、初級503人）。

当JAの合格者は次のとおりです。合格おめでとうございます。

- ◇上級（2名）
  - ・田中和憲（販売企画課主任兼涉外課主任）
  - ・佐藤和登（販売企画課）

- ◇初級（2名）
  - ・藤崎心（農業経営課）
  - ・數藤鍊（販売企画課兼農業経営課）

## 訂正

J Aみねのぶ1月号（No.

1353）3ページの最下段に掲載の「謹賀新年（役員連名）」の一部に誤植がありましたので次のとおり訂正してお詫び申し上げます。

（正） 理事 渡辺昌実  
（誤） 理事 渡辺雅実

## ガソリン・灯油値下がり続く

世界的な原油価格の下落を受けガソリン等の値下がりが続いていますが、経済産業省資源エネルギー庁が1月28日に発表した1月26日時点のレギュラーガソリン1㍑当たりの全国平均小売価格は、前回(19日)調査より3円40銭安い1,36円20銭で、値下がりは28週連続で比較可能な平成2年以降で最長記録を更新し、レギュラーガソリンが1,37円を割るのは平成23年1月11日以来、約4年振りとなります。灯油も約4年振りの安値を記録しています。

空知管内でもガソリン等の燃料価格の下落が続いている、レギュラーガソリンの1㍑当たり平均価格は昨年7月がピークの1,70円に迫る価格から半年で20円以上、灯油も昨年7月がピークの1,06円から18円安くなっています。

世界経済の減速懸念、米国シェールオイルの生産増などが要因の原油安で元売り各社が卸価格を引き下げて、現在も原油価格の下落が続いているため小売価格の連続値下がり記録は更新する見通しと報じられています。

## 相続税及び贈与税が大幅改正 ②

平成27年1月1日から相続税及び贈与税が大幅に改正されています。最高税率の引き上げや基礎控除の縮減など、大きな影響がある改正になっています。前月号で相続税の主な改正点をご紹介しましたが、今月号で贈与税の改正点をご紹介します。

### 贈与税の主な改正

#### ■税率構造の見直し

贈与税の税率構造が現行の6段階から8段階に変更されるとともに、最高税率が50%から55%に引き上げられました。なお、若年世代への資産の早期移転を促進する観点から、20歳以上の人から贈与を受けた場合は、税率が軽減されます。平成27年1月1日以後の贈与によって取得する財産に係る贈与税について適用されます。

基礎控除後の課税価格	改正前		改正後			
	税率	控除額	一般の贈与の場合		20歳以上の者が直系尊属(父母・祖父母など)から贈与を受けた場合(軽減税率)	
			税率	控除額	税率	控除額
200万円以下の金額	10%	—	10%	—	10%	—
300万円以下の金額	15%	10万円	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下の金額	20%	25万円	20%	25万円		
600万円以下の金額	30%	65万円	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円以下の金額	40%	125万円	40%	125万円	30%	90万円
1,500万円以下の金額	50%	225万円	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円以下の金額			50%	250万円	45%	265万円
4,500万円以下の金額			55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超の金額					55%	640万円

#### ■相続時精算課税制度の適用対象者の見直し

相続時精算課税制度については、若年世代への資産の早期移転を促進する観点から、贈与者の要件が緩和されるとともに、受益者の範囲も拡大されることとなりました。

	改正前	改正後
贈与者	65歳以上の親	60歳以上の親又は祖父母
受贈者	20歳以上の子(推定相続人)	20歳以上の子(推定相続人)及び孫

※相続時精算課税制度とは、生前の贈与を促進するため贈与時には贈与税を課税しないで、亡くなった時に相続税として課税する制度です。ただし、贈与した金額が2,500万円を超えると超える金額は贈与時に課税されます。

- ・改正の内容等についてお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。
- ・国税庁ホームページでは、税に関する様々な情報を提供しておりますので、ご利用ください。